

# 米国の電子渡航認証システム(ESTA)の導入

平成 20 年8月

在デトロイト総領事館

米国政府より、電子渡航認証システム (ESTA) の導入について、概要以下のとおりの発表がありました。

米国政府は、2008 年 8 月 1 日以降、我が国を含む短期滞在査証免除対象国（欧州諸国等 27 か国）の国民が米国に渡航しようとする場合、事前にインターネットを通じて、渡航者の身分事項等に関する情報を米国当局に通報することにより、査証免除で渡航できるか否かチェックを受けるシステム（電子渡航認証システム：Electronic System for Travel Authorization、以下「ESTA」。）を導入します。当面は、任意による申請を勧奨されますが、2009 年 1 月 12 日以降は、渡航の必要条件となることが予定されています。

ESTA は、一度認証されると 2 年間（ただし、2 年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限日まで）有効となり、その期間内は何度でも米国への渡航が可能です。ESTA の申請は、専用のウェブサイト <http://esta.cbp.dhs.gov/> により行い、回答は即座になされます。ESTA 申請に関し、料金は無料です。仮に申請が拒否された場合は、最寄りの米国大使館・総領事館で査証申請を行う必要があります。ESTA の上記ウェブサイトは、当面は英語版のみですが、2008 年 10 月 15 日には各国語版が開設される予定です。

米国へ渡航予定のある方は、できるだけ早めに ESTA を取得するようお願いします。2009 年 1 月 12 日以降、ESTA 取得が義務づけられた後は、渡航 72 時間前までに ESTA 申請を行う必要があります。ESTA を取得していないと飛行機等への搭乗や入国を拒否されることがあります。

本件についての、詳細及び最新情報につきましては、米国大使館のウェブサイト (<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20080604-70.html>) 及び米国国土安全保障省のウェブサイト ([http://www.dhs.gov/xnews/releases/pr\\_1212501117599.shtm](http://www.dhs.gov/xnews/releases/pr_1212501117599.shtm)) 等でご確認ください。